

業 務 名：山陰近畿自動車道 道路交通管理業務委託

業務番号：8道管第312号の2の1

公 募 説 明 書

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所

業 務 名：山陰近畿自動車道 道路交通管理業務委託

業務番号：8道管第312号の2の1

公募説明書目次

項目及び構成

公募に関する事項

1 業務概要	・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2 公 示 文	・・・・・・・・・・・・・・	2～8 頁

添付資料

別 冊	閲覧設計図書
別記様式1	参加意思確認申請書
別記様式2	同種業務の元請け実績調書
様式2	配置予定者名簿
様式3－1	管理管制業務
様式3－2	電気通信・機械設備等保守点検業務
様式4	技術資料の提出について
様式5	宣誓書
別記様式	公募説明書等に関する質疑書

その他

業務の実施に必要な次の各種要領については、京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所で別途配布します。

道路維持管理業務要領、交通管制要領、交通管理要領
電気通信・機械施設等日常保守点検要領、
電気通信・機械施設等保守定期点検要領、雪氷対策要領
冬用タイヤ装着指導要領、雪氷作業手引書、防災業務要領
震災点検要領、交通規制作業要領

山陰近畿自動車道 道路交通管理業務委託について

- 1 業務名 山陰近畿自動車道 道路交通管理業務委託
- 2 業務番号 8道管第312号の2の1
- 3 業務場所 宮津市字喜多～京丹後市大宮町森本 地内
(山陰近畿自動車道 宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)
- 4 業務内容 交通管理業務、交通管制業務、電気通信・機械施設等日常保守点検業務、
雪氷管理業務、電気通信・機械施設等保守定期点検業務、
道路施設点検業務及び道路維持修繕作業業務
- 5 委託期間 契約日又は契約日の翌日から令和11年3月31日まで
(業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

6 位置図及び参考写真



参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

この公示は、山陰近畿自動車道道路交通管理業務委託の実施を希望し、下記の応募要件を満たす者の有無を確認するために、参加意思確認申請書の提出を招請するものである。

公募の結果、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との随意契約手続に移行するものとする。

また、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による競争入札に移行するものとする。

令和8年1月8日

京都府道路公社理事長 藤森 和也

1 業務内容

- (1) 業 務 名 山陰近畿自動車道 道路交通管理業務委託
- (2) 業務番号 8道管第312号の2の1
- (3) 業務場所 宮津市字喜多～京丹後市大宮町森本 地内
(山陰近畿自動車道 宮津天橋立IC～京丹後大宮IC)

(4) 業務内容

ア 交通管理業務

道路交通法施行令（昭和35年政令第207号）第13条第1項第9号に定める緊急自動車を使用し、巡回することにより、交通状況等を把握するとともに、交通事故・落下物等の異常事態の処理を行う業務

イ 交通管制業務

道路状況、交通状況、気象状況等を監視装置、非常通報装置等により常時把握し、円滑な交通流の維持及び事案発生時の二次波及を防ぐための情報処理及び情報提供を行う業務並びに道路及びトンネルに設置された受配電設備、トンネル非常用設備、トンネル換気設備等の運転状況を遠方監視制御設備により計測及び監視を行うとともに必要に応じた制御操作を行う業務

ウ 電気通信・機械施設等日常保守点検業務

道路及び、トンネル等に設置された電気・機械設備等について、機能の維持を目的として日常点検、応急処置等を行う業務

エ 雪氷管理業務

冬季の雪氷期間における交通状況、気象状況等を監視装置及び他機関からの情報を元に把握し、公社の雪氷対策に参画し、雪氷対策に伴う雪氷作業委託業者への指示、各関係機関への連絡調整を行う業務並びに雪氷対策に伴う関係書類の整理を行う業務

オ 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

道路及びトンネル等に設置された電気通信・機械施設等について、機能の維持を目的として定期点検及び部品の交換等を行う業務

カ 道路施設点検業務

道路土木施設等について、機能の維持を目的として日常点検、応急処置等を行う業務

キ 道路維持修繕作業業務

応急対応作業の他、軽易な道路清掃、除草、伐木竹作業、通行止め等の広報物設置撤去等、歩行パトロール並びに側道パトロール等を行う業務

- (5) 委託期間 契約日又は契約日の翌日から令和11年3月31日まで
(業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

2 業務の目的

本業務は、山陰近畿自動車道の安全かつ円滑な交通を維持するため、交通管理業務、交通管制業務、日常保守点検業務及び保守維定期点検業務等を実施するものである。

3 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0123 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦 76
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所総務契約課
電話番号 (0773) 83-0074
ファクシミリ番号 (0773) 83-0194

4 応募要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和7・8・9年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (3) 10に示す参加意思確認申請時の提出書類(以下「申請書等」という。)の提出期間の最終日から契約日までの期間において、本公社及び京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)がなされていないこと。
- (4) 概ね2時間以内に1の(3)に掲げる場所に到達することができる場所に本社又は営業所等を有している者
- (5) 電気通信・機械施設等保守定期点検業務を実施するため次のア又はイの業務の元請け実績を、平成27年度以降に1年以上有している者
- ア トンネル等級A又はAAの非常用施設を有する道路トンネルに設置された、高圧受配電設備に係る保守点検業務及び運転業務
なお、トンネル等級A又はAAの非常用施設とは別表ー1に示すものとする。
- イ 高圧受配電設備を有する上下水道施設(ポンプ場を除く。)の受配電設備、監視制御設備又は機械設備の保守点検及び運転業務
- (6) 交通管理・管制等業務については次に掲げる人員をすべて配置できる者
- ア 高速道路、自動車専用道路(以下「高速道路等」という。)での交通管理・管制業務の監理、監督者としての実務経験を1年以上有し、本業務に専任して携わることができる業務責任者を1名(日勤)。なお、入札参加申請時点において直接的な雇用関係を3箇月以上有している者に限る。
- また、業務責任者を補佐するため、業務責任者と同等程度の経験(高速道路等での交通管理・管制業務の実務経験3年以上)を有する副業務責任者1名。なお、入札参加申請時点において直接的な雇用関係を3箇月以上有している者に限る。
- イ 1班1勤務(9名以上、24時間勤務単位)において、以下の人数を配置すること(3班構成)
- (ア) 高速道路等での交通管理業務の実施にあたっては2名1組で従事するものとし、交通管理業務3年以上の実務経験(警察の高速道路交通警察隊又は交通機動隊経験者を含む。)を有する者1名以上
- (イ) 高速道路等での交通管制業務の実施にあたっては3名1組で従事するものとし、交通管制業務3年以上の実務経験(高速道路交通警察隊又は交通機動隊経験者を含む。)を有する者を1名以上
- (ウ) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務及び電気通信・機械施設等保守定期点検業

- 務の実施にあたっては2名1組で従事するものとし、その内、第二種電気工事士以上の資格者を1名以上配置し、かつ、高圧受電設備、情報処理設備、伝送設備又はトンネル非常用設備等のいずれかの保守点検の実務経験を1年以上有する者を1名以上
- (エ) 高速道路等での雪氷管理業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上
- (オ) 道路施設点検業務及び道路維持作業業務の実施にあたっては2名1組で従事するものとし、高速道路等での交通管理業務3年以上の実務経験（警察の高速道路交通警察隊又は交通機動隊経験者を含む。）を有する者1名以上
- (カ) 上記の業務を実施するにあたり、小型移動式クレーン技能講習者及び玉掛け技能講習修了者を1班あたり1名以上。また、高所作業車運転技能講習終了者を1班当たり1名以上
- (キ) 施設点検等を行うにあたり、無人航空機を使用する場合は、一等又は二等無人航空機操縦士の資格を持つ者を1名以上

ウ その他

イの業務に要する実務経験の有経験者を配置予定者名簿に重複記載できるが、仕様書に規定する内容を満たす必要があり、説明を求めることがある。

- (7) 電気通信・機械施設等保守定期点検業務については次に掲げる人員を配置することができる者

ア 第三種電気主任技術者以上の資格を有し、高圧受配電設備又はトンネル用非常用設備に係る保守点検業務、運転制御業務、設計業務、施工管理業務又は工事に従事した実務経験を5年以上有し、かつ、トンネル等級A又はAAの非常用施設を有する道路トンネルに設置された、高圧受配電設備及び非常用設備に係る保守点検業務に従事した実務経験を1年以上有する定期保守責任者1名

イ 別表ー2に示す資格及び実務経験を1年以上有する点検員を必要人数

5 特定者の所在地、商号又は名称

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田 10 番地 9
日本メンテナンスエンジニアリング（株）京都支店

6 特定者との契約予定価格

616,874,500 円（税込み）

7 手続のスケジュール

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
公募説明書*の配布期間	令和8年1月8日(木)午前9時から 令和8年1月16日(金)午後5時まで	8のとおり
申請書等の受付	令和8年1月8日(木)午前9時から 令和8年1月20日(火)午後5時まで	9、10のとおり
質問書の受付	令和8年1月16日(金)午後5時まで	11のとおり
回答書の閲覧	令和8年1月19日(月)	11のとおり

※参加意思確認公募手続に関する説明書（以下「公募説明書」という。）

8 公募説明書の入手方法

7に示す配布期間（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、3の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

9 申請書等の審査

本業務委託に参加を希望する者は、申請書等を提出し、応募要件の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

7に示す受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、申請書等を3の契約条項を示す場所に持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）によるものとする。こと。（電送等によるものは認めない。）

(2) その他

ア 申請書等の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 申請書等はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本公社において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、本業務委託への参加を認めないとともに、本公社及び京都府が指名停止措置を行うことがある。

10 参加意思確認申請時の提出書類

(1) 参加意思確認申請書（別記様式1）

(2) 応募要件確認資料

ア 同種業務の元請け実績調書（別記様式2）

応募要件を満足していることを判断できる同種業務の元請け実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

同種業務の元請実績として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務の内容が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

イ 配置予定者名簿（様式2）、資格証の写し

応募要件を満足していることを判断できる配置予定者を様式2に記載すること。配置予定者については、仕様書で求められている員数より多人数の記入を求めるが、必ず記入された者の中から配置するものとする。また、資格証の写しを添付すること。

なお、配置予定者名簿に記載された業務責任者及び副業務責任者について、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある配置予定者であることを証明するものの写しを提出すること。求める恒常的な雇用関係とは、参加意思確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 管理管制業務（様式3-1）、電気通信・機械設備等保守点検業務（様式3-2）

応募要件を満足していることを判断できる配置予定者を様式3-1及び様式3-2に記載すること。

エ 技術資料の提出について（様式4）、実施体制図

本業務を実施するに当たり必要となる人員の配置計画、応援人員体制及び指揮命令系統を表す実施体系図（様式自由）を提出すること。

オ 宣誓書（様式5）

11 申請書等、応募要件及び公募説明書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、7に示す期限までに、ファクシミリで3の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

(2) 回答については、申請書等及び応募要件に関する質問にあつては速やかに、公募説明書に関する質問にあつては7に示す日に京都府道路公社ホームページに掲載する。

12 審査結果の通知

申請書等を受け付けた後、審査結果について電話及び書面にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を、電話及び書面にて通知するものとする。

13 応募要件を満たさないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たさないと認められた者は、本公社に対して、応募要件を満たさないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

14 契約者の決定方法

- （1）応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たす者による、指名競争入札により契約の相手方を決定するものとする。
- （2）次のいずれかに該当する場合においては、地方自治法施行令第167条の2の規定により、特定者との随意契約手続に移行するものとする。なお、申請書等の内容に虚偽が判明した場合は、応募要件を満たさないものとして取り扱う。
 - ア 申請書等の提出者がいない場合
 - イ 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
 - ウ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさないこととなり、応募要件を満たす者がいないこととなった場合
 - エ 申請書等を提出している者が申請を取り下げ、申請書等を提出している者がいないこととなった場合
 - オ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後に入札又は見積りを辞退し、入札又は見積りをする者がいない場合

15 指名競争入札に移行し入札を実施した場合の落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

16 支払条件

- （1）前払金 無し
- （2）部分払 無し
- （3）精算払金 受注者は、発注者に対し、1箇月ごとに業務の既済部分に相当する委託料相当額について、支払を請求することができる。

17 その他

- （1）当該業務委託に参加を希望する者は、本公示文、公募説明書及び契約書を熟読し、申請書等を作成すること。
- （2）指名競争入札に移行し、入札を実施する場合において、契約を締結するまでに落札者が本公社及び京都府の指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (3) 契約予定価格以下で応札できない場合は、申請書等を提出することができない。
- (4) 落札者は、配置予定者名簿に記載した配置予定者を当該業務に配置すること。
- (5) (4) の遵守違反が確認された場合においては、本公社又は京都府が指名停止措置を行うことがある。
- (6) その他、指名競争入札に移行し入札を実施する場合の手続等については審査結果の通知後、特定者及び応募要件を満たす者に対して別途通知する。

トンネル等級 A 又は、A A の非常用施設

「日本道路公団設計要領第三集トンネルの 2－3 非常用施設の設置基準（昭和 54 年 6 月 8 日制定）」によるトンネル等級及び非常用施設のうち以下に示すもの。

トンネル等級			A	A A
非常用施設				
通報警報設備	非常電話		○	○
	押し釦式通報装置		○	○
	火災検知器		○	○
	非常警報装置	トンネル入り口情報板	○	○
		トンネル内情報板	－	○
消火設備	消火器		○	○
	消火栓		○	○
避難誘導設備	誘導表示板	非常口表示灯	－	○
		誘導表示板（A）	－	○
		非常口案内表示板	－	○
		誘導表示板（B）	○	○
	排煙設備		○	○
	避難通路		－	○
その他の設備	給水栓		○	○
	無線通信補助設備	漏洩同軸ケーブル	○	○
		坑口電話	○	○
	ラジオ再放送設備		－	○
	拡声放送設備		－	○
	水噴霧設備		－	○
	監視装置	タイプ A（200m 間隔）	－	○
		タイプ B（非常駐車帯）	－	－
	非常駐車帯		○	○
	停電時照明設備		○	○
	非常用電源設備	自家発電設備	○	○
		無停電電源設備	○	○

本業務に従事する点検員

下記必要資格を配置予定者名簿に記載している点検員全体で保有すること。

必要資格等
① 第二種電気工事士以上
② 消防設備士（乙種一・四・六類）以上
③ 車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者及び小型車両系建設機械（整地等 3 t 未満）運転特別教育修了者
④ 玉掛け技能講習修了者
⑤ 自家用発電設備専門技術者
⑥ 小型移動式クレーン技能講習修了者
⑦ 高所作業車運転技能講習修了者

※実務経験内容は、高圧受配電設備、情報処理設備、伝送設備、トンネル非常用設備等のいずれかの保守点検、設計又は、施工管理等とする。

別記様式 1

参 加 意 思 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和 8 年 1 月 8 日に公示のありました「参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示」に係る応募要件の確認について、別添資料を添えて申請します。

記

1 業 務 名

2 業務番号

3 業務場所

4 添付資料

○応募要件確認資料

ア 同種業務の元請け実績調書（別記様式 2）

イ 配置予定者名簿（様式 2）、資格証の写し

ウ 管理管制業務（様式 3－1）、電気通信・機械設備等保守点検業務（様式 3－2）

エ 技術資料の提出について（様式 4）、実施体制図

オ 宣誓書（様式 5）

連絡先 会社・部課名：

氏 名：

電 話：

ファクシミリ：

同 種 業 務 の 元 請 け 実 績 調 書

商号又は名称 _____

項目	番号			
業務委託名称等	業務名及び 業務番号			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工 期			
	受注形態等			
業務概要等	施設、設備名			
	業 務 内 容			
	そ の 他			

※ 留意事項

- 1 京都府内・近隣府県の発注業務を優先して記入してください。
- 2 元請け実績に係る請負契約書の写し及び図面又は本工事費内訳書(最小限のコピー)など当該業務の内容が判明できる最小限の図書等の写しを添付してください。

同 種 業 務 の 元 請 け 実 績 調 書

(記入例)

商号又は名称 ■■■■■(株) _____

項目	番号	1		
業務委託名称等	業務名及び 業務番号	業務名 (業務番号)		
	発注機関	□□県□□土木事務所		
	施工場所	□□市□□		
	契約金額	●●百万円		
	工 期	平成28年●月●日～平成29年●月●日		
	受注形態等	単体		
業務概要等	施設、設備名	●●トンネル(L=●●m) 高圧受配電設備		
	業 務 内 容	保守点検業務、運転業務		
	そ の 他			

※ 留意事項

1 京都府内・近隣府県の発注業務を優先して記入してください。

2 元請け実績に係る請負契約書の写し及び図面又は本工事費内訳書(最小限のコピー)など当該業務の内容が判明できる最小限の図書等の写しを添付してください。

様式2

担当業務（ ）

配置予定者名簿

番号	配置予定者氏名	年 齢	経験年数及び資格等	過 去 の 経 験			
				有料道路名	左記の有料道路 管理者名	当時の会社名 及び役職名	経 験 期 間
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月
							年 月～ 年 月

（注）：配置予定者については、仕様書で求められている員数より多人数の記入を求めるが、必ず記入された者の中から配置するものとする。
：配置予定者については、仕様書で求めている担当業務ごとに記入を行う。
：年齢については、令和8年4月1日付けでの満年齢を記入すること。
：資格等については、求められている業務以外でも所持していれば記入すること。また、資格証の写しを添付すること。

上記の者を現に雇用していることを誓約します。

令和 年 月 日

所在又は住所
商号又は名称
代表者名

印

交通管理・管制業務

[illegible]

※資格については、写しを添付すること。

交通管理・管制業務 (記入例)

※資格については、写しを添付すること。

※資格については、写しを添付すること。

※資格については、写しを添付すること。

様式 4

令和 年 月 日

京都府道路公社理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者（支店長名）

印

担当者

電話番号

技 術 資 料 の 提 出 に つ い て

山陰近畿自動車道 道路交通管理業務委託の技術資料を、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 提出資料
 業務の実施体制図
- 2 提出部数
 各 1 部

技術資料作成要領

1 技術資料作成に関する留意事項

- (1) 各業務の内容は、仕様書による。
- (2) 資料における技術職員等の状況の基準日は申請書類の提出期限の日とする。

2 技術資料の作成

(1) 技術資料の提出について（様式4）

所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、担当者名及び電話番号を記入のうえ押印すること。

(2) 技術資料は業務の実施体制図を作成し提出すること。

本業務を実施するに当たり必要となる人員の配置計画、応援人員態勢及び指揮命令系統を表す業務実施体制図を作成し提出する。（様式自由）

3 その他

- (1) 作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出部数は1部とする。

様式 5

宣 誓 書

令和 年 月 日

京都府道路理事長 様

申 請 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の条件をすべて満たしていることを宣誓いたしますとともに、何れかの条件を欠くこととなったとき、申請書の提出を辞退します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 仕様書に掲げる電気通信・機械施設等保守定期点検業務の経験年数を満たしていること。
- 3 仕様書に掲げる人員を配置することができること。
- 4 概ね2時間以内に業務場所へ到達することができる場所に本社又は営業所等を有していること。

公 募 説 明 書 等 に 関 す る 質 疑 書

令和 年 月 日

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 様

会 社 名			
	連絡先:	TEL:	FAX:
業 務 名			
業 務 番 号			
業 務 場 所			

質問項目	確認申請書	資格確認資料	設計図書
	(いずれかに○を付けてください。)		
質問事項			
(事 項)		(事 項 の 説 明)	

- 【注】
- 1 質疑書の締切は、公示文に記載しています。
期限までに提出のない場合は、質疑事項がないものとして取り扱います。
 - 2 回答は、京都府道路公社ホームページに掲載します。
 - 3 質問書は、FAX(0773-83-0194)で当所総務契約課へ提出してください。
持参、郵送又は電子メールによるものは認められません。
 - 4 質疑事項は、明瞭・簡潔に記入してください。
 - 5 質疑事項のない場合は、提出する必要はありません。
 - 6 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、当所総務契約課にて口頭で個別にお答えします。
 - 7 この質疑書以外での設計図書等に関する質問については、一切受け付けません。